

# アダム・スミスの大きな政府論の形成過程

—『法学講義』から『国富論』への発展—

新村 聡（岡山大学・名）

[構成] 1 はじめに / 2 金融論の発展 / 3 歳出論の発展 / 4 租税論の発展 / 5 階級論の発展 / 6 むすび

## 1 はじめに

スミスの経済思想は、『法学講義』の小さな政府論から『国富論』の大きな政府論へ大きく転換した。本報告の主題はこの転換の内容と理由について考察することである。

長い間、スミスは小さな政府論と自由放任政策の代表的な経済学者とみなされてきた。たしかに『国富論』第1～2編で述べられている市場経済の自律的メカニズムの分析と、それに基づいて第4編で主張されている重商主義批判と自由貿易政策は、スミスを経済的自由主義の代表的経済学者とみなすのに十分な理由といえるであろう。しかしヴァイナーなど多くのスミス研究者が早くから注目してきたように、『国富論』には自由放任の「例外」が数多く存在している。しかもその多くは『法学講義』には存在せず『国富論』で初めて主張されるようになったものであった。つまりスミスは『国富論』でたまたま自由放任の「例外」に言及したのではなく、『法学講義』で基調をなしていた自由放任原則を『国富論』では大幅に修正して、かわって1つ1つの政府介入を公平性と公益性の観点から注意深く検討してその必要性または不要性を個別的に主張する是々非々の政府介入原則へと転換したのである。この転換を促進した要因として、(1)1760～70年代の歴史的変化、(2)重農学派などの先行思想の影響、(3)スミス自身の理論的・思想的発展が考えられる。

以下、転換の中心をなす金融・歳出・租税の3領域について検討する。

## 2 金融論の発展

金融政策については、『法学講義』行政論における銀行と金融市場に対する自由放任政策から、1760年代の為替危機と1772年のエア銀行倒産に始まる金融恐慌を経て、『国富論』第2編では社会の利益を目的とする金融規制政策（少額銀行券発行禁止、選択条項禁止、高利禁止など）が主張されるようになる。

スミスは、1760年代初頭には、銀行券兌換制度のもとでの銀行の自由競争によって安定的な金融システムが維持できるという楽観的な見解を抱いていた。しかし1762-64年のスコットランドにおける為替危機から1765年法成立にいたる過程で、金融システム安定化のためには銀行に対する法的規制が必要であると考えられるようになる。さらにスミスは、1772年のエア銀行倒産に始まる金融恐慌に直面し、『国富論』の刊行を延期して金融論を全面的に改訂する。こうして1776年に刊行された『国富論』では、金融システムを安定化させるために政府による高利禁止法などの法的規制と銀行自身による適正な貸出政策の確立が必要であると

いう結論に到達するのである（新村 2002, 2003）。

ここで高利禁止法に関するスミスの見解の要点を確認しておこう。大ブリテンには、借り手の信用に応じて3種類の市場利子率がある。(1)もっとも確実な担保を持つ政府は最低の市場利子率3%で貸し付けられ、(2)確実な担保を持つ民間人は4~4.5%で貸し付けられ(WN, 357/中公文庫訳 I 559) , (3)「浪費家や投機的企業家」など確実な担保を提供できず破産の危険がある者は8%以上の高い市場利子率を支払う(WN, 310, 314/訳 I 478, 486)。スミスは、法定利子率を8~10%に定めると資金が投機家だけに貸し出されることになるので、6%が適切であると結論している（新村 2012）。

### 3 歳出論の発展

財政論では、歳出論と租税論のいずれにおいても、『法学講義』の小さな政府論から『国富論』の大きな政府論への転換がある。『法学講義』では、政府の役割を司法と軍備だけに限定して行政は基本的に不要と主張していた。これに対して『国富論』では、政府の役割を国防と司法だけに限定せず、社会の利益を目的とする「公共事業と公共制度」の意義を強調するようになる。スミスは、商業一般を助成する公共事業と公共制度として、公道、橋、運河、港、貨幣製造、郵便事業などをあげて、それらの経費は政府の一般的税収入ではなく事業ごとの個別的税収入（通行税、入港税、造幣手数料など）でまかなうべきであると述べている。また東インド貿易など特定の商業部門を保護するための公共事業と公共制度である海外の堡壘や守備隊などの維持は、従来のように東インド会社などの民間商事会社に委託するのではなく政府が直轄すべきとされている(WN, 733/訳Ⅲ70-71)。さらにスミスは、政府が株式会社〔合本会社〕を認可すべき部門は、銀行、保険、運河、水道だけに限定されるべきであると主張する(WN, 756/訳Ⅲ106)。これら4事業は大きな社会的効用を有するにもかかわらず、コモン・ローで許されていた無限責任の合名会社では投資リスクが大きすぎて社会的に必要とされる多額の資本を集めることが困難であり、政府が投資リスクの小さな有限責任の株式会社の設立を特別に認可して多額の資本を集めることを可能にする必要があったのである。政府による株式会社の認可は、社会的総資本の配分に政府が介入して大きな社会的効用を有する部門へ資本を人為的に誘導することを意味していた。スミスは青少年教育制度に対する政府介入の是非についても検討し、大学は民間に任せてよいが小学校は政府が担うべきであると主張している(WN, 758-786/訳Ⅲ110-149)。

以上のように、スミスは公共事業と公共制度の1つ1つについて、経費を政府の一般的税収入と個別的税収入のどちらでまかなうべきか、事業を担う主体は、民間、独立採算の政府機関、政府直轄、政府認可の株式会社などのどれがもっともふさわしいかについて比較検討している。注意すべき点は、政府直轄や独立採算の政府機関だけでなく有限責任の株式会社の認可も社会的総資本の配分へ政府が介入する方法の一つだということである。大学など一部の事業と制度を除いて大部分の公共事業と公共制度には政府介入が必要であるというのがスミスの基本主張であった。『国富論』第5編の歳出論はスミスの大きな政

府の立場を端的に示すものなのである。20～21世紀のいわゆる新自由主義の諸政権が小さな政府を掲げて公共事業と公共制度の民営化を推進していることと対比するならば、スミスを新自由主義的な小さな政府論の先駆者とみなしえないことは明らかであろう。

#### 4 租税論の発展

租税論はスミスの大きな政府の立場を示す第3の領域である。スミスの貧困・福祉観は『法学講義』から『国富論』へ大きく転換し、高賃金を実現する政府の役割が重視されるようになる(新村 2011)。また資本蓄積論の確立によって、平等に関する基本思想も『法学講義』の不平等容認論から『国富論』の平等主義へ大きく転換する(新村 2016)。

こうした思想的・理論的發展に対応して、スミスの租税観も大転換をとげる。『法学講義』では、各経済主体の勤労・投資・土地改良の意欲をできるだけ妨げないような軽い税が望ましいとされていた。しかし『国富論』では、税の公平性、土地税、累進税、消費税、資本価値税などをめぐって『法学講義』の見解が大きく変更され、税制を通じた所得再分配と平等化が主張されるのである(新村 2018)。それを以下で詳しく検討する。

スミスは『国富論』でさまざまな累進税を支持している。プロシヤでは、俗人地主は地代の20～25%の地代税を、聖職者の地主は40～45%の地代税を納めている(WN, 834/訳Ⅲ235)。スミスは教会の地代税が高いのはその収入が土地改良に使用されないためであろうと推測している。シュレジアでは貴族保有地は38と1/3%課税され、隷農保有地は35と1/3%課税されている。スミスは「前者には各種の名誉や特権が付随しているのだから少し税を重くしても地主は十分に償われるであろう……とプロシヤ国王はおそらく考えたのであろう」(WN, 835/訳Ⅲ236)と推測している。

さらにスミスは、家賃税の累進的負担を支持して次のように述べている。「生計費全体に対する家賃支出の割合は財産の程度に応じて異なる。……だから家賃税は一般に富者にもっとも重くかかるだろうが、このような不公平ならおそらく非常に不合理なことは何もないであろう。富者が収入に比例してだけでなく、いくらかそれ以上に公共の経費に寄与したらよいというのは著しく不合理なことではないからである。」(WN, 842/訳Ⅲ249)

スミスは道路通行税の累進的負担も支持している。当時、通行税は主に道路補修に支出されており、重い馬車ほど道路を傷めるので、通行税は馬車の重量に比例して課税すべきと考えられていた。しかしスミスは、富者は受ける便益以上に通行税を負担すべきであると主張し(WN, 725/訳Ⅲ57)、富者の通行税負担を重くして貧者の負担を軽くする一種の所得再分配を支持している。

スミスは累進税を支持する一方で、高所得者の税率が低くなるさまざまな逆進税をきびしく批判している。スミスによれば、サルディニアやフランスでは貴族保有地の地代税を免除して農民保有地だけに課税する逆進税が実施されており、「租税制度がこの不公平(inequality)を緩和するどころかいつそうひどくしている」(WN, 835/訳Ⅲ237-238)と述べ

ている。スミスはこのように租税による所得不平等の拡大を批判するのであるから、租税による所得の平等化を望ましいと考えていたことは明らかであろう。またスミスは窓税の逆進性も批判しており、ロンドンの家屋は地方都市の家屋に比べて家賃が高いのに窓が少ないために窓税が低いと指摘している(WN, 846/訳Ⅲ256)。

スミスは消費税についても貧民を支持する議論をしている。スミスは『法学講義』では奢侈品消費税だけを論じていたのに対して『国富論』では必需品消費税を論ずるようになり、租税転嫁を理由として必需品消費税の撤廃と土地税の引き上げを提案している。この税改革も一種の所得再分配といえるであろう。

『国富論』の消費税論でとくに注目すべきは、単一麦芽税の提案である(WN, 888-891/訳Ⅲ330-336)。イングランドでは麦芽、ビール、エールがそれぞれ別個に課税され、労働者階級はすべての税を負担していた。他方、自家醸造する中上流階級はビール税とエール税を支払わず、酒税は高所得者の負担率が低い逆進税になっていた。スミスは、ビール税とエール税を廃止して麦芽税に一本化することを提案する。こうすればすべての人が麦芽税だけを負担するので税負担がより公平となり、また労働者階級のビール税とエール税の負担がなくなるので消費・税収の増加と密造・脱税の減少が期待できる。このような逆進的  
酒税の改革も、中上流階級から労働者階級への所得再分配の一種と考えることができる。

スミスは、相続税について、古代ローマ、オランダ、スコットランド、封建法の4つの税制を紹介している。古代ローマの相続税は、最近親者と貧困者が非課税でそれ以外の人に5%の税が課せられており、複数税率を有する累進税であった。オランダの相続税は、子どもが非課税、配偶者は2%、傍系親族は親等に応じて5~30%の税率という累進税であった。スミスは、この相続税が、相続人の生活維持に必要な部分を非課税としてそれを越える追加部分だけに課税するという考え方であると説明している。スコットランドの相続税では、子どもの経済的自立に必要な財産の贈与は非課税であり、それを越える相続財産だけに課税されていた。この税も応能負担の考え方に基づいており、大財産の相続ほど税を課される割合が増えて税負担率が上昇する一種の累進税とみなすことができる。

以上の相続税制度はいずれも大財産の相続ほど高税率となる累進税であり、近親者や貧困者の税率が低く傍系親族や大財産相続人の税率が高いことは、担税能力を考慮する応能負担の考え方に基づいている。これはスミス租税論全体を貫く応能負担の考え方と共通している。というのも、スミス租税論では、生活に必要な賃金、企業家収入、生活必需品などを非課税として、それを越える地代、利子、奢侈品に課税することが主張されており、これは近親者や貧困者の生活に必要な財産を非課税としてそれを越える財産だけに課税する相続税論の考え方と基本的に共通するものだからである。

## 5 階級論の発展

最後に、スミスの階級論と租税論の重層構造について考察する。スミスの階級論では、『国富論』第1編で述べられている3大所得3大階級論がよく知られている。3大階級は

財産所有と所得によって区別され、労働者階級は資本も土地も所有せずに賃金だけを得、資本家階級は資本を所有して利潤を得、地主階級は土地を所有して地代を得るとされる。

スミスは3所得3階級論から出発したあと、利潤と資本家をそれぞれ2分して4大所得4大階級論を述べている。すなわち、利潤は企業家収入と利子とに2分され、資本家も投資の危険を引き受けて自ら勤労する企業家と自らは勤労せず貨幣を貸し付けて純生産物としての利子を得る利子生活者とに2分される。18世紀ブリテンの利子生活者は、政府に貨幣を貸し付けて利子を受け取る旧来の公債所有者だけでなく、農業や製造業の企業家に貨幣を貸し付けて利潤の一部を利子として受け取る貨幣資本家が増加していた。

注目すべき点は、スミスが租税論では4大所得4大階級をさらに労苦と課税の有無という観点から事実上2大所得2大階級に大きく分類していることである。スミスは、賃金と企業家収入をいずれも労苦の補償として把握する一方で、地代と利子をいずれも労苦の補償ではない純生産物として一括している。その上で、労苦の補償である賃金と企業家収入には課税せず、純生産物としての地代と利子だけに課税すべきと主張するのである。こうしてスミスは、4大階級を事実上2大階級へ収斂させている。すなわち一方には自ら勤労してその報酬を受け取る労働者と企業家からなる勤労者階級がおり、他方には自らは勤労せず純生産物の地代または利子を受け取る地主と利子生活者からなる非勤労者階級がいる。スミス自身は勤労者階級と非勤労者階級という名称を用いているわけではないが、所得を労苦の補償と純生産物とに2分するスミスの所得論の背後にはこうした2大階級の区別が事実上意識されているように思われる(新村 2018)。スミスの階級観はケインズによる活動的階級(労働者と企業家)と非活動的階級(地主と利子生活者)の区別と共通している。

## 6 むすび

スミスは『国富論』では、金融危機に対処する金融規制策を提案し、政府が社会的効用を考慮して総資本の配分に介入することを容認し、累進税を通じて非勤労階級から勤労階級へ所得を再分配することを主張した。スミスは大きな政府の支持者となったのである。

### 参考文献

- 新村聡, 2002, 「金融システム安定化の古典理論—アダム・スミス銀行論の成立過程—」『岡山大学産業経営研究会研究報告書』(37), pp. 1-25。
- 同, 2003, 「アダム・スミスにおけるケインズ的問題—総需要不足と金融不安定性をめぐって—」『岡山大学経済学会雑誌』35(2), pp. 27-35。
- 同, 2011, 「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想」, 小峯敦編著『経済思想のなかの貧困・福祉』ミネルヴァ書房, 第1章, pp. 34-63。
- 同, 2012, 「アダム・スミスの社会的自由主義」『経済科学通信』(127), pp. 62-67。
- 同, 2016, 「アダム・スミスの平等論と分配的正義論」『立教経済学研究』69(4), pp. 49-67。
- 同, 2018, 「アダム・スミスの大きな政府論の形成過程に関する一考察」『岡山大学経済学会雑誌』49(2), 2018年。(info:doi/10.18926/OER/55673)